寄附税制の抜本改革
～社会を良くしたいとの市民の思いを後押しします～

寄附をする市民

- 寄附をしやすくなる
  - ✓ 所得税の税額控除制度の導入で所得税の軽減額が拡大
  - ✓ 寄附が少額（適用下限額：2千円）でも個人住民税の軽減を受けることができるようになる
  - ✓ 寄附金控除の対象となるNPO法人等の選択肢が広がる

寄附を受けるNPO法人等

- 寄附を集めやすくなる
  - ✓ 寄附金控除の対象となる認定要件が緩和される
  - ✓ 設立後5年以内のNPO法人は「仮認定」を活用することで、スタートアップ段階から寄附金控除の対象となることができる

財務・活動情報等の充実
（新しい公共支援事業で国が後押し）

- ◆ 寄附文化の発展
- ◆ 「公（おおやけ）」に当事者として参画

- ◆ 様々な主体が公的サービスの提供に参画
- ◆ 多様なニーズにきめ細かく応える公的サービスの提供

「居場所」と「出番」のある社会
人の役に立つ幸せを実感できる社会
国民が決める社会

平成23年分の所得から適用

認定NPO法人等への寄附に伴う税制優遇措置が拡大

＜寄附税制改革のポイント＞
- ◆ 所得税の税額控除制度の導入
- ◆ 住民税の適用下限額の引下げ

改　正　前

（例1）年収300万円の方が1万円寄附した場合、900円（所得税400円、住民税500円）税額が減少。

（例2）年収600万円の方が2万円寄附した場合、3,300円（所得税1,800円、住民税1,500円）税額が減少。

①所得税額の減少分（所得控除）
⇒（寄附金額－2千円）×所得税率（5～40%）

②住民税額の減少分（税額控除）
⇒（寄附金額－5千円）×10%　（※）

税額の軽減額が約4.4倍に

税額の軽減額が約2.7倍に

現　行（改　正　後）

（例1）年収300万円の方が1万万円寄附した場合、4,000円（所得税3,200円、住民税800円）税額が減少。

（例2）年収600万円の方が2万円寄附した場合、9,000円（所得税7,200円、住民税1,800円）税額が減少。

（注）所得税の税額控除限度額は所得税額の25%
個人住民税の控除対象限度額は総所得金額等の30%

①所得税額の減少分（**税額控除を選択した場合**）
⇒（寄附金額－2千円）×**40%**

②住民税額の減少分（税額控除）
⇒（寄附金額－**2千円**）×10%　（※）

（注1）給与所得者が夫婦のみの世帯主の場合
（注2）一定の社会保険料が控除されるものとして計算
（※）都道府県と市町村双方が指定した寄附金の場合

期待される効果

●草の根の寄附促進、寄附文化の発展
●寄附を通じてより多くの個人が「公」に当事者として参画できる
●人の役に立つ幸せを一層実感できる社会に

平成23年６月３０日から開始

寄附金控除の対象となる認定NPO法人が増える

＜寄附税制改革のポイント＞

- ◆ 寄附金控除の対象となるために必要な**PST（パブリック・サポート・テスト）要件として「年3,000円以上の寄附者年平均100人以上」という分かりやすい基準（絶対値基準）**を選択できる。
- ◆ 認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金であっても、**自治体が個別に条例で寄附金税額控除の対象として指定**でき、このうち、域内に事務所のあるものについては、PST要件を免除等。
- ◆ **一定の要件を満たした公益社団・財団法人等も税額控除の対象**となる。

改　正　前

寄附をする市民

- 寄附金控除の対象となるNPO法人が少なく、選択肢が限られている
- NPO法人がどの程度の寄附を集めれば、寄附金控除の対象となるか分かりにくい

NPO法人

- PST要件の総収入に何を含めるか分かりにくいとの指摘もある
- 事業収入が多いとPST要件をクリアしにくい

PST要件：総収入に占める寄付金等の割合が5分の1以上

改正後（平成23年6月30日から）

寄附をする市民

- 寄附金控除の対象法人が増え、選択肢拡大
- 法人が寄附金控除の対象となるために必要な寄附者の数などが分かりやすい

NPO法人等

- PST要件が分かりやすい
- 事業収入が多い法人もPST要件クリア可能に
- 公益社団・財団法人等も税額控除の対象に

PST要件：「年3,000円以上の寄附者年平均100人以上」、「事務所所在地方団体の条例で個別指定」も選択可能に

期待される効果

●担い手の増加により、多様なニーズにきめ細かく応える公的サービスが充実

●地域固有の事情を反映したNPO法人の支援が可能に

●市民の「居場所」と「出番」の選択肢が豊富に

平成24年4月から開始

「認定の間口は広く、事後チェックをしっかりする」新たな認定制度を創設

＜新たな認定制度のポイント＞

- ◆ **新たな認定機関**(認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管。併せて2以上の都道府県に事務所を設置する法人の認証事務を内閣府から主たる事務所の所在する都道府県に移管)
- ◆ **仮認定制度を導入**(設立5年以内の法人が1度だけ利用可。PST要件以外を満たせば、3年間寄附金控除の対象)
- ◆ **監督規定の整備**(新たな認定制度に基づき認定されたNPO法人の適正な運営を確保)

現在

寄附をする市民

- 設立初期のNPO法人もPST要件を満たさなければならず、寄附を通じてスタートアップを支援しづらい

NPO法人

- スタートアップ時点では、寄附を集めることが難しい

新たな認定制度

寄附をする市民

- 仮認定による寄附優遇を通じてNPO法人をスタートアップ時から支援しやすくなる

NPO法人

- 「仮認定」を活用することでスタートアップ時点から寄附が集めやすくなり、事業拡大、本認定への移行努力も可能に

期待される効果

●NPO法人のスタートアップ支援により、「新しい公共」の担い手がさらに増加

●地域のことは地域で決める社会に

地域再生・街づくり

教育

子育て

介護

環境